

(2) 理事による利益相反取引(理事の借入金債務の債務保証等)の制限

理事が自己又は第三者のために組合と取引しようとするとき又は組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬ。

(3) 監事への業務監査権限の付与等

理事による業務運営に対する監視機能を強化するため、会計監査のみに限定されている監事の権限を拡大し、監事に業務監査権限を付与する。ただし、組合員数が1,000人(予定)を超えない組合においては、定款で会計監査のみに限定することができる。

(4) 会計帳簿の保存義務

組合の公正・妥当な会計処理を推進するため、会計帳簿について会計帳簿の閉鎖の時から10年間の保存義務を課す。

(5) 会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引き上げ

組合運営の透明性をより高めるため、少数组合員の権限を強化し、会計帳簿の閲覧要件を10分の1から100分の3に緩和する。

【大規模組合(組合員数1,000人以上を想定)にだけ、上記に上乗せされる措置】

(1) 監事の権限強化

現在、会計監査のみ行なっている監事に業務監査権限を付与することが義務づけられた。

(2) 員外監事制度の義務化

大規模組合については、組合員による自治運営が機能しにくいため、組合運営の状況を第三者にチェックしてもらうとの考え方から、監事のうち一人以上は組合員以外の者とすることを義務づける。なお、員外監事の導入が義務づけられる組合の監事については、員外監事以外に加えて、組合員が監事となっているものも含め、業務監査権限を付与する。

(3) 余裕金の運用制限の導入

外債購入等、投機的な資産運用を防止。業務上の余裕金を法律で定める方法によるほか運用してはならない。

2. 共済事業を実施する事業協同組合に関する具体的措置

【共済事業を実施する組合全般】

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| (1) 共済事業以外の事業との区分経理 | (6) 共済計理人の選任・関与 |
| (2) 事業方法書等の提出・認可 | (7) 重要事項の説明義務 |
| (3) 責任準備金の積立など準備金に関する規定の準備 | (8) 業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧 |
| (4) 余裕金の運用制限の導入 | (9) 員外利用の定義の見直し |
| (5) 外部監査の導入 | |

【特定共済組合(組合員数1,000人以上)にだけ、上記に上乗せされる措置】

- (1) 原則兼業禁止(共済事業に専念)
- (2) 財務の健全性に関する基準(支払余力を判断するための指標)の導入
- (3) 最低出資金規制の導入は適用しない。

今回は組合法改正の主な部分のみを紹介しました。改正に伴う事務手続等ご不明点等ございましたら、中央会までご相談下さい。